

茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業

2 事業の趣旨・目的

介護保険法第5条第3項に基づき、介護事業所・介護施設等における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組を促進するため、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターを設置運営する。

3 事業の内容

別添「茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 契約金額の上限額

14,999,490円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 宗教的活動または政治的活動を主たる目的としていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号までの規定に該当する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 提供を求める業務と同種又は類似の業務を履行した実績を有する者であること。

7 選考方法等

選考にあたっては、提出された応募申請書等に基づき、業務受託先選定に係る審査会による書面審査を行い、総合的に最も優れた提案をした事業者を受託候補者と選定する。

なお、必要に応じて追加の資料や説明を求める場合がある。

※プレゼンテーションは実施しない。

○選定基準概要

- ・ 業務実施体制
- ・ 業務実施内容
- ・ 工程計画
- ・ 類似業務の受託実績
- ・ 経費積算

8 選定結果の通知・公表

- (1) 知事は、審査で受託候補者に選定された者に対して採用通知書（別紙様式1）を、選定されなかった者に対して不採用通知書（別紙様式2）をそれぞれ送付する。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内に、書面により、知事に対して、不採用の理由についての説明を求められることができるものとする。
- (3) 知事は、前項の規定により説明を求められることができる期間の最終日の翌日から起算して原則として5日以内に、当該説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

9 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と茨城県との間で、業務履行に必要な具体の事項について再度調整を行い、協議が調った場合に契約を締結するものとする。
- (2) 選定された受託候補者と契約が成立しない場合は次順位の者と交渉を行うこととする。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、すべて契約候補者の負担とする。

10 その他

- (1) 応募申請書等の著作権は提案者に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は知り得た秘密情報を第三者に漏洩してはならない。受託業務が完了した後も同様とする。
- (4) 提出期限後は、提出書類の変更は一切認めない。
- (5) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (6) 応募申請書等については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (7) 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求められることができる。
- (8) 応募申請書類の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (9) 参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募申請を失効又は無効とする。

11 問い合わせ先及び各種書類の提出先等

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6（茨城県庁 13 階北側）

茨城県福祉部長寿福祉課 介護基盤整備担当（担当：青田）

TEL：029-301-3321

FAX：029-301-3348

E-mail：chofuku3@pref.ibaraki.lg.jp

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(別紙様式1)

長 福 第 号
令和 年 月 日

事業者名
代表者名 殿

茨城県知事 大井川 和彦

採 用 通 知 書

令和 年 月 日付で提出されました下記業務に係るプロポーザルについては、総合的に審査した結果、最適と判断し採用することとなりましたので通知いたします。

記

- 1 業務の名称
茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務

(別紙様式2)

長 福 第 号
令和 年 月 日

事業者名

代表者名

殿

茨城県知事 大井川 和彦

不採用通知書

令和 年 月 日付で提出されました下記業務に係るプロポーザルについては、総合的に審査した結果、不採用となりましたので通知いたします。

記

1 業務の名称

茨城県介護生産性向上総合相談センター設置運営事業委託業務